

次期生物多様性国家戦略素案のポイント

参考
(2022.8.10 中央環境審議会
自然環境部会 (第45回) 配布資料)

- ✓ 地球の持続可能性の土台・人間の安全保障の根幹である**自然資本**を守り活用するための**戦略**。**自然と共生する社会**を目指し、生物多様性損失と気候危機の「**2つの危機**」への**統合的対応**、**新型コロナウイルス感染症のパンデミック**という危機を踏まえた**社会の根本的変革**を強調。
- ✓ 「**2030年ネイチャーポジティブ (自然再興)**」の実現に向け**5つの基本戦略**を設定。**30by30**目標の達成を含めた取組により**健全な生態系**を確保し、**生態系による恵み**を維持し回復させ、**自然資本**を守り活かす**社会経済活動**を広げる。
- ✓ **基本戦略ごとに状態・行動目標を設定**。**行動目標に施策を紐づける**ことで、個別の取組から**2030年**、さらには**2050年**を見据えた**目標・ビジョン**までの**戦略全体を一貫通貫**で整理。

戦略

2050年ビジョン『自然と共生する社会』

2030年に向けた目標：ネイチャーポジティブ (自然再興) の実現

基本戦略1 生態系の 健全性の回復

- ・**30by30**(国立・国定公園等、OECM)
- ・自然再生
- ・汚染、外来種対策等
- ・希少種保全

基本戦略2 自然を活用した 社会課題の解決

- ・自然活用地域づくり
- ・気候変動対策
- ・再生可能エネルギー導入における配慮
- ・鳥獣との軋轢緩和

基本戦略3 生物多様性・自 然資本による リスク・機会を 取り入れた経済

- ・事業活動での負の影響削減・情報開示
- ・技術サービス支援
- ・持続可能な農林水産業の推進

基本戦略4 生活・消費活動 における生物多 様性の価値の 認識と行動

- ・環境教育の推進
- ・ふれあい機会の増加
- ・行動科学に基づく行動変容
- ・食品ロス半減

基本戦略5 生物多様性に係 る取組を支える 基盤整備と 国際連携の推進

- ・基礎調査・モニタリング
- ・データ・ツールの提供
- ・計画策定支援
- ・資源動員の強化
- ・国際協力

ポスト2020生物多様性枠組で決定される個別目標を踏まえ、**基本戦略ごとに国内における2030年のあるべき姿** (15の状態目標)、**なすべき行動** (24の行動目標)、**目標ごとの指標**を提示

行動計画

- ・関係省庁の関連する**施策**を、5つの基本戦略の下に24ある**行動目標ごと**に掲載

本戦略の背景

- ・ **世界的潮流** 地球の持続可能性の土台、人間の安全保障の根幹としての**自然資本**
- ・ **位置づけ・役割** 生物多様性損失と気候危機：2つの危機の同時解決、**コロナ危機**との関係性、日本の課題

第1部：戦略

第1章 生物多様性・生態系サービスの現状と課題

第1節 世界の現状と動向

- ・ **損失の直接要因**（土地利用変化、採取、気候変動、汚染、外来種）とその背景にある**間接要因**（社会経済活動）、気候変動・食料生産・新興感染症・海洋環境における**生態系の健全性の回復**と**自然を活用した解決策**による**統合的解決**、**自然資本管理のビジネス化**等、世界的なトレンドと課題

第2節 我が国の現状と動向

- ・ 我が国の**生物多様性の現状と将来予測**、**4つの危機**（開発等、働きかけ縮小、外来種・汚染、気候変動）
- ・ **社会経済に内在する損失要因**としての「**社会のありかた**と**国民全体の価値観・行動**」（生物多様性が主流化されていない状況）

第3節 生物多様性国家戦略で取り組むべき課題

- ・ ①世界目標、②世界と日本のつながりの中での課題、③国内での課題
- ・ 国家戦略で取り組むべき**5つの具体的課題**、その対処において**重要な考え方**の解説

SDGsとの関係性、自然資本、NbS等

第2章 本国家戦略の目指す姿（2050年以降）

第1節 自然共生社会の理念

- ・ 「**自然のしくみを基礎とする真に豊かな社会をつくる**」

第2節 目指すべき自然共生社会像（長期目標としての2050年ビジョン）

- ・ **2050年ビジョン**『「2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、賢明に利用され、生態系サービスが維持され、健全な地球が維持され、すべての人々に不可欠な利益がもたらされる」**自然と共生する社会**』
- ・ 2050年ビジョンの下での**社会像**

第3章 2030年に向けた目標

第1節 2050年ビジョンの達成に向けた短期目標（2030年ミッション）

- ・ **ネイチャーポジティブ**の実現：生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる
- ・ 「ネイチャーポジティブ」「ネイチャーポジティブ活動」「ネイチャーポジティブ経済」の解説

第2節 取組の柱としての5つの基本戦略と個別目標

・ **5つの基本戦略**

- ①**生態系の健全性の回復**：30by30目標の達成、利用・管理における影響軽減、野生生物保護管理
 - ②**自然を活用した社会課題の解決**：NbSによる気候変動・資源循環等とのシナジー、鳥獣管理
 - ③**生物多様性・自然資本によるリスク・機会を取り入れた経済（ネイチャーポジティブ経済）**：
情報開示・ファイナンス
 - ④**生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動（一人ひとりの行動変容）**：
理解・価値観、消費活動
 - ⑤**生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進**：情報整備、担い手確保・支援、国際協力
- ・ **基本戦略ごとに設定する2030年における目標**：

あるべき姿（状態目標）、**なすべき行動**（行動目標）、目標ごとの**指標**

※各状態目標・行動目標は、我が国の状況及びポスト2020生物多様性枠組を踏まえて設定

第4章 本戦略を効果的に実施するための基盤・仕組み

第1節 実施に向けた基本的考え方

- ・ **7つの考え方**（①科学的な認識と予防的／順応的な取組、②わかりやすさの重視、③地域性の尊重と地域の主体性、④生態系のつながりを意識した取組、⑤長期的な視点にたった取組、⑥社会課題の統合的な解決への積極的活用とランドスケープアプローチ、⑦多様な主体の連携・協働の促進）

第2節 進捗状況の評価及び点検

第3節 多様な主体による取組の進捗状況の把握のための仕組み

第4節 各主体に期待される役割と連携

- ①国、②地方公共団体、③事業者、④研究機関・研究者・学術団体、⑤民間団体（NGO等）、⑥国民

第2部：行動計画

＜作成方針＞

- ・ **5つの基本戦略の下での行動目標ごと**に関係省庁の**関連する施策**を網羅的に記載
 - ・ **行動目標ごと**に**現状と課題、施策の方向性（必要性）**を描き、これに沿って**関連施策**を記載。
 - ・ 関連する施策は、①**重点**、②**継続・強化**、③**維持**、に分け記載。
 - ・ できる限り、**施策ごとの現状と目標**を記載。
- 行動目標との関係が明確になった関連施策が、重要度ごとに**必要性**とともに位置付けられる。

＜今後に向けて＞

追加すべき施策の追加、施策の粒度を揃える、重要度の精査等により、完成度を高める。

第1章 生態系の健全性の回復

- 1-1 陸域及び海域の30%を保護地域及びOECMにより保全するとともに、それら地域の管理の有効性を強化する
- 1-2 土地利用及びと海域利用による生物多様性への負荷を軽減することで生態系の劣化を防ぐとともに、既に劣化した生態系の○%の再生を進め、生態系ネットワーク形成に資する施策を実施する
- 1-3 汚染（生物多様性への影響を減らすことを目的として排出の管理と環境容量を考慮した適正な水準とする）、侵略的外来種（侵入率及び定着率○%の削減）、気候変動による生物多様性に対する負の影響を削減・軽減することに資する施策を実施する
- 1-4 希少野生動植物の法令に基づく保護を実施するとともに、生息・生育状況を改善するための取組を進める
- 1-5 遺伝的多様性の保全等を考慮した施策を実施する

第2章 自然を活用した社会課題の解決

- 2-1 生態系が有する機能を可視化し、活用する
- 2-2 森里川海のつながりや地域の伝統文化の存続に配慮しつつ自然を活かした地域づくりを推進する
- 2-3 劣化した生態系の○%の再生を含め、気候変動緩和・適応にも貢献する自然再生を推進するとともに、吸収源対策・温室効果ガス排出削減の観点から現状以上の生態系の保全と活用を進める
- 2-4 再生可能エネルギー導入における生物多様性への配慮を推進する
- 2-5 野生鳥獣の軌轢緩和に向けた取組を強化する

第3章 生物多様性・自然資本によるリスク・機会を取り入れた経済（ネイチャーポジティブのドライバーとしての経済（ネイチャーポジティブ経済））

- 3-1 事業活動を通じて日本の生物多様性への負の影響を○%減らすべく、企業による生物多様性への影響の定量的評価、現状分析、科学に基づく目標設定、情報開示を促すことで、金融機関・投資家による投融資を推進する基盤を整備し、投融資の観点から生物多様性を保全・回復する活動を推進する
- 3-2 事業活動を通じて日本の生物多様性への負の影響を○%減らすべく、生物多様性保全に貢献する技術・サービスに対する支援を進める
- 3-3 遺伝資源の利用に伴うABSを実施する
- 3-4 持続可能な環境保全型の農林水産業を拡大させる

第4章 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動（一人ひとりの行動変容）

- 4-1 学校等における生物多様性に関する環境教育を推進する
- 4-2 日常的に自然にふれあう機会を提供することで、自然の恩恵や自然と人との関わりなど様々な知識の習得及び人として豊かな成長を図る
- 4-3 ナッジ等の行動科学の知見等を活用し、国民に積極的かつ自主的な行動変容を促す
- 4-4 食料ロスの半減及びその他の物質の廃棄を減少させることを含め、生物多様性に配慮した選択肢を周知啓発するとともに、選択肢を増加させ、インセンティブを提示する
- 4-5 伝統文化や地域知・伝統知に配慮しつつ地域における自然環境を保全・再生する活動を促進する

第5章 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進

- 5-1 生物多様性や社会経済を含む関連分野における学術研究の推進、強固な体制に基づく長期的な基礎調査・モニタリング等を実施するとともに、それらの成果を活用し生物多様性及び生態系サービスの評価の取組を進め、国家勘定への統合に向けた調査研究を進める
- 5-2 効果的かつ効率的な生物多様性保全の推進、適正な政策立案や意思決定、活動への市民参加の促進を図るため、生物多様性保全や取組の評価に活用可能なデータやツールを提供するとともに、データ公開に係る人材育成や情報リテラシーの向上を図る
- 5-3 生物多様性地域戦略を含め、多様な主体の参画のもとで統合的な取組を進めるための計画策定支援を強化する
- 5-4 生物多様性への国際及び国内での資源動員を強化する
- 5-5 我が国の知見を活かした国際協力を進める

第3部/付属書：本戦略の背景にある基礎的情報

- ・ 生物多様性や生態系サービス、関連制度の解説・100年計画・グランドデザイン・30by30ロードマップ 等

2030年目標

自然と共生する豊かな社会を目指し、あらゆる主体が連携して生物多様性の保全と持続可能な利用を進めることにより、**生物多様性を回復軌道に乗せる = ネイチャーポジティブの実現**

<国際的に検討されている2030年目標>

G7コーンウォールサミット「自然協約」(2021年6月)

我々の世界は、ネット・ゼロを達成するのみならず、持続可能かつ包摂的な発展を促進することに焦点を当てつつ、人々と地球双方にとって利益となるような**ネイチャーポジティブ**を達成しなければならない。

COP15昆明宣言(2021年10月)

遅くとも2030年までに生物多様性の現在の損失を回復させ、生物多様性が回復軌道に乗ることを確実にする。



- ✓ 生物多様性の恵みを持続的なものにするためには、世界目標である「ネイチャーポジティブの実現」に貢献し、地球規模の課題にも対応した行動変容が必要
- ✓ 行政だけでなく都民、事業者、民間団体、教育機関など様々な主体が連携・協力する必要

2030年目標の実現に向けた3つの基本戦略

I 生物多様性の保全と回復を進め、東京の豊かな自然を後世につなぐ

II 生物多様性の恵みを持続的に利用し、自然の機能を都民生活の向上にいかす

III 生物多様性の価値を認識し、都内だけでなく地球規模の課題にも対応した行動に変える

基本戦略ごとの行動目標

基本戦略Ⅰの行動目標

生物多様性バージョンアップエリア 10,000+

「自然地の保全管理」「みどりの新たな確保」「公園・緑地の新規開園」により、生きものの生息・生育空間や生態系サービスの維持向上を図るエリアを「**生物多様性バージョンアップエリア**」として位置付け、行政として**10,000ha**を目指す。さらに、**民間の取組を「+（プラス）」**で表現し、様々な主体と共に取り組んでいく。



陽の届かない人工林



豊かな森林へバージョンアップ

新たな野生絶滅ZEROアクション

2030年時点で、新たに野生絶滅となる種がゼロとなるようにするための取組を様々な主体と共に実施することを目指す

基本戦略Ⅱの行動目標

Tokyo-NbSアクションの推進 ～自然に支えられる都市東京～

自然を活用した解決策（NbS）となる取組を、行政・事業者・民間団体など各主体がともに推進する。2030年までを「NbS定着期間」と捉え、各主体がNbSとなる取組を実施することを目指す。

■ NbS（Nature-based Solutions）

自然の機能を活用した社会課題の同時解決

例）自然災害リスク

NbS グリーンインフラによる
減災機能の強化

緑地、雨水貯留浸透施設 等
<地下水涵養、雨水流出抑制>

自然災害リスクの低減に貢献

基本戦略Ⅲの行動目標

生物多様性都民行動100% ～一人ひとりの行動が社会を変える～

保全活動への参加や消費行動など、全ての都民が生物多様性に配慮・貢献することを目標とする。また、都民だけでなく、事業者・民間団体等、あらゆる主体が生物多様性に配慮・貢献する取組を推進していく。

■ 都政モニター調査（2020）

「自然環境や生きもののために日頃から心がけていること」

特に何もしていない…**10.7%** ←**ゼロに**



自然を守る活動に参加



環境に配慮した商品の選択

10の行動方針

地域の生態系や多様な生きものの生息・生育環境の保全

希少な野生動植物の保全と外来種対策

人と野生動物との適切な関係の構築

自然環境情報の収集・保管・発信

東京産の自然の恵みの利用（供給サービス）

防災・減災等につながる自然の機能の活用（調整サービス）

快適で楽しい生活につながる自然の活用（文化的サービス）

生物多様性の理解促進

生物多様性を支える人材育成

都内だけでなく地球環境にも配慮・貢献する行動変容

■ 「ネイチャーポジティブ」とは

次期国家戦略素案において、2030年ミッションに「2030年ネイチャーポジティブ：[自然〇〇]」を掲げており、その説明に

本国家戦略において、「ネイチャーポジティブ：[自然〇〇]」とは、「生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せること」とする。「2030年ネイチャーポジティブ：[自然〇〇]」の実現に向けて、人類存続の基盤としての健全な生態系を確保し、生態系による恵みを維持し回復させ、自然資本を守り活かす社会経済活動を広げるために、これまでの生物多様性保全施策に加えて気候変動や資源循環等の様々な分野が連携して取り組むべく、以下の5つの基本戦略に沿って取り組んでいく。

と定義しています。（下線は次期国家戦略素案第3章第1節（1）（素案22ページ目）からの引用部分）

■ 「30by30」とは

参考：環境省「30by30」 <https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/>

30by30（サーティ・バイ・サーティ）とは、2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる（ネイチャーポジティブ）というゴールに向け、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標です。

「ポスト2020生物多様性枠組」案の主要な目標として検討されており、2021年6月に英国で開催されたG7サミットにおいて、コミュニケの付属文書として合意された「G7 2030年 自然協約（G7 2030 Nature Compact）」では、2030年までに生物多様性の損失を食い止め、反転させるという目標達成に向け、G7各国が自国の少なくとも同じ割合を保全・保護することについて約束しています。

（下線は環境省「30by30」ホームページより引用）

30by30ロードマップ概要

キーメッセージ

- 2030年までに陸と海の**30%以上を保全**
- 生物多様性の損失を止め、人と自然との結びつきを取り戻す
- 地域の経済・社会・環境問題の同時解決につながるNbS（Nature-based Solutions）のための、**健全な生態系を確保する基盤的・統合的アプローチ**

本ロードマップの目的

30by30目標達成までの行程と具体策を示す

30by30目標達成のための主要施策と個別目標

- 国立公園等の保護地域の拡張と管理の質の向上
- 保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECD）の設定・管理
- 生物多様性の重要性や保全活動の効果の「見える化」等

主要施策を支え、推進する横断的取組

30by30アライアンス／経済的手法／リベンジファイナンス 等

各主体に期待される役割

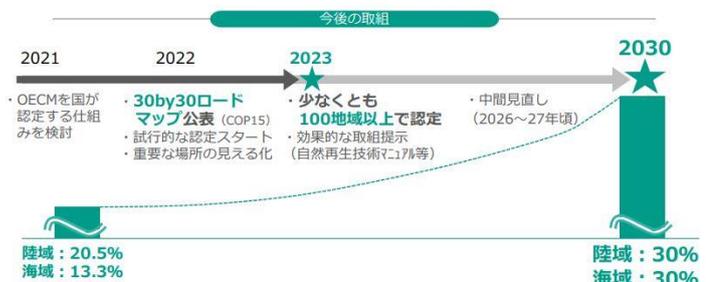
国、地方公共団体、事業者、研究機関・研究者・学術団体、民間団体、国民

中間評価の実施

「見える化」により生物多様性保全上効果的な地域を把握・検証、陸域の30by30目標達成の具体的な内容を示す 等

次期世界目標 ポスト2020生物多様性枠組の決定に先駆けて 30by30ロードマップを策定

- 生物多様性条約COP15に向けた国際的な議論を牽引
- 地域、企業そして一人ひとりの力を結集し、国内での取組を加速
 - ・OECDの創出・維持管理の取組（自然再生、外来種対策、鳥獣対策、希少種保護、都市緑地、有機農業等）
 - ・地域、企業、一人ひとりの取組（投資、地産地消、活動への参加・支援、賢い消費行動、森里川海等）



日本の「30by30」ロードマップ概要

※環境省報道発表資料「30by30 ロードマップの策定と30by30アライアンスの発足について」、環境省「30by30」より引用